

# 福祉手当支給、福祉医療費助成制度などのあらまし

福祉の増進を図るため各種の手当の支給や医療費の助成などの制度があります。概要は次のとおりです。  
 受給資格があっても、申請の手続きをしないと手当の支給や医療費の助成などが受けられません。  
 ※制度の内容・手続きなど詳細は各担当課までお問合せください。

## 福祉関係医療一覧

(医療費は保険診療分に限りません)

種類	対象となる人	助成の内容と手続き	申請に必要な物
■ 国保医療課 医療係 ☎95-0151			
子ども医療	①中学生3年生までの子ども ②高校生世代(18歳到達年度末まで)の入院費	医療費の自己負担分の全額を助成。 ○県内の医療機関…被保険者証に、各医療制度の受給者証を添えて、窓口へ提出 ○県外の医療機関および高校生世代の入院費…医療費の自己負担分は医療機関の窓口で支払い、領収書等を添えて市へ還付請求  (注)…助成される医療費は自立支援医療(精神通院)で指定した医療機関等でかかるものに限ります。	① (中学校3年生までの子ども)
母子家庭等医療	①母子家庭または父子家庭で、18歳到達年度末までの児童とその父または母 ②18歳到達年度末の児童がいる、父または母に障がい(身障1~2級程度)がある場合 ③父母のいない18歳到達年度末の児童		①⑪
後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療被保険者で、次のいずれかに該当する人 ①障がい者、精神障害者医療、母子家庭等医療の受給資格要件に該当する人 ②市民税の非課税世帯(税法上等の扶養されていない人)で3か月以上のねたきりか認知症の人またはひとり暮らしの人 ③感染予防法、精神保健福祉法による措置入院等をしている人 ④戦傷病者手帳を所持している人		②⑪⑫ (これに加え、個々の場合に 応じ③~⑨が必要)
障害者医療	①身障1~3級、4級の腎臓機能障がいおよび4~6級の進行性筋萎縮症の人 ②療育手帳A・B判定の人 ③自閉症状群と診断された人		①③④⑥
精神障害者医療	精神障害者保健福祉手帳1・2級の人		①⑤
	自立支援医療受給者証(精神通院)を交付されている人(注)  精神保健福祉法第5条該当者で精神病治療のため入院する人		①⑫  ①⑦
未熟児養育医療	身体の発達が未熟なまま生まれ、入院による養育が必要と医師が判断した乳児	指定医療機関での入院治療に対する、医療費の自己負担分(ミルク代を含む)申請についてご案内しますので、未熟児養育医療の対象と判明した時点で国保医療課にご連絡ください。	①⑩⑪
■ 福祉課 障がい福祉係 ☎95-0118			
自立支援医療(更生医療)	身体障がい者または身体障害者手帳同時申請者で、人工透析、心臓手術、人工関節手術、肝臓移植等、確実な治療効果が見込まれる医療を必要とする人	医療費自己負担分が原則1割になります。障害者医療対象の人は、併せて医療費の自己負担分の全額を助成。 ○事前に福祉課への申請が必要	①②③⑧ ⑪⑫
自立支援医療(育成医療)	身体の障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる満18歳未満の児童(障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む)	医療費自己負担分が原則1割になります。障害者医療対象の人は、併せて医療費の自己負担分の全額を助成。 ○事前に福祉課への申請が必要	①②⑧⑪
自立支援医療(精神通院医療)	精神疾患の通院治療を必要とする人	医療機関、薬局等を一箇所ずつ指定し、その医療機関等でかかる医療費自己負担分が原則1割になります。精神障害者医療と併せて医療費の自己負担分の全額を助成。 ○事前に福祉課への申請が必要	①②⑧ ⑪⑫

### 申請に必要なもの

- ①健康保険証 ②後期高齢者医療被保険者証 ③身体障害者手帳 ④療育手帳
- ⑤精神障害者保健福祉手帳 ⑥自閉症状群と診断された場合は診断書
- ⑦精神科医師の診断書 ⑧診断書・意見書(様式は市ホームページおよび福祉課にあります。)
- ⑨戦傷病者手帳 ⑩養育医療意見書 ⑪マイナンバーがわかるもの ⑫その他関係書類



# 福祉手当一覧

対象	種類	対象となる人	手当の額	支給日 (土・日曜日、祝日の場合は 前銀行営業日に支給)	申請に 必要な物
■ 子ども課 児童家庭係 ☎95-0120					
子ども・母子・父子家庭等	児童手当 (国の制度)	中学校卒業まで(15歳到達年度末まで)の児童を監護養育している人(所得制限・上限有)	3歳未満 月額15,000円 3歳以上 月額10,000円 (第3子以降は小学校修了前まで月額15,000円) 特例給付(所得制限が限度額以上の人) 月額5,000円 所得が上限限度額以上の人には、児童手当・特例給付は支給されません。	6月・10月・2月の10日	②④⑥⑨
	遺児手当 (県・市の制度) 児童扶養手当 (国の制度)	父または母が離婚などでいないか、父または母が一定以上の障がい状態にあり、児童(18歳到達年度末まで)を監護養育している人(国・県は所得制限有)	遺児1人につき (県)月額4,350円(4年目以降半額) (市)月額2,400円 (国)児童1人 月額10,410円~44,140円 ※所得により手当額が異なります。 (児童数により加算あり)	5月・7月・9月・11月・1月・3月 (国・市)11日 (県) 25日	②③④⑤ ⑥⑨
■ 福祉課 障がい福祉係 ☎95-0118					
障がい者	特別児童扶養手当 (国の制度)	療育A・B程度、身体1~3級(4級の一部を含む)程度の障がいをもつ20歳未満の児童を育てている人(施設入所児を除く)(所得制限有)	1級 月額53,700円 2級 月額35,760円	4月・8月・11月の11日	②⑤⑥ ⑦⑨
	障害児福祉手当 (国・県の制度)	20歳未満で精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活に常時介護を要する人(施設入所児を除く)(所得制限有)	A種 月額22,120円 B種 月額16,370円 C種 月額15,220円	5月・8月・11月・2月の10日	②⑤⑥ ⑦⑨
	特別障害者手当 (国・県の制度)	20歳以上で精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を要する人(継続して3か月以上入院の人、施設入所者を除く)(所得制限有)	A種 月額34,830円 B種 月額29,030円 C種 月額27,980円		
	在宅重度障害者手当 (県の制度)	身体1・2級の人、療育A判定(IQ35以下)の人、および身体3級かつ療育A判定(IQ50以下)の人(継続して3か月以上入院の人、施設入所者および65歳以上で新たに障がい者となった人を除く)(所得制限有)	1種 月額15,500円 2種 月額 6,750円	4月・8月・12月の25日	②③⑥⑦
	心身障害者扶助料	市内在住で、障害者手帳を初めて交付された時の年齢が65歳未満であって、身体1~6級、療養A~C判定または精神1~3級の人(所得制限、併給制限有)	身体1・2級 療育A 精神1級 月額4,000円 身体3級 療育B 精神2級 月額3,000円 身体4級 療育C 精神3級 月額2,500円 身体5・6級 療育C 精神3級 月額2,000円	9月・3月の末日	①②⑥ ⑦⑨
被爆者	被爆者見舞金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている人(毎年度の6月1日において、知立市に引き続き1年以上居住し、住民台帳に記録されている人)	年額10,000円	6月(申請初年度は、支給決定日の属する月の翌月)	①②⑧
障がい者	外国人福祉手当	昭和57年1月1日の時点で満20歳以上であって外国人登録法の規定により登録されていた人で、申請日の時点で市内に1年以上在住し、住民基本台帳に登録されている重度障がい者(公的年金を受給していないこと)	重度障がい者 月額20,000円	9月・3月の末日	①②③ ⑥⑦
高齢者	外国人福祉手当	大正15年4月1日以前に出生し、昭和57年1月1日の時点で外国人登録法の規定により登録されていた人で申請日の時点で市内に1年以上在住し、住民基本台帳に登録されている人(公的年金を受給していないこと)	月額10,000円	9月・3月の末日	①②③⑥

## 申請に必要なもの

- ①印鑑 ②預金通帳 ③所得証明書(転入者のみ) ④健康保険証の写し ⑤戸籍謄本  
⑥その他の関係書類 ⑦各種障害者手帳 ⑧被爆者健康手帳 ⑨マイナンバーがわかるもの

※この表に記載の「施設入所者(児)」の範囲については、福祉課へお問合せください。

